

令和3年度指導検査等で把握した区市町村の取組の好事例について

東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課

1. 特定健康診査

<医師から勧奨する工夫>

- 区市町村が実施する医師向けの説明会で、医師会の医師が説明【特別区】
医師会所属の医師が、健診実施機関の医師に対して「かかりつけ医から受診勧奨するよう」推奨
- 健診を受けない場合には検査結果を提出してもらうよう、
健診未受診者本人に「区市町村名」と「かかりつけ医師の名前」入り（連名）の通知を送付
さらに、「医師の私から健診受診を推奨します」という文言入りの勧奨チラシを作成し、医療機関受診時に医師から手渡してもらう【特別区】

<周知方法の工夫>

- SNSを活用し健診受診を呼びかけ【特別区】
40～50代では38%が「受診のきっかけがSNS」と回答（医師会が健診受診者に実施したアンケート結果）
- 国保課で把握している被保険者の電話番号にショートメールを送信（問合せ先も掲載）
受診に関する問合せが多く、手ごたえがあった【特別区】

<メタボリックシンドローム該当者を減らす工夫>

- 前年度の健診でメタボリックシンドローム予備群判定以上の方を対象に、生活習慣改善に向けたアドバイスシートを今年度の健診開始前に区から送付し、健診受診前からの取組を促す【特別区】
- 前年度の健診でBMI25以上の方を対象に、健診予定月の3か月前に、減量支援通知を送付【特別区】

<その他>

- 受診券の再発行を電子申請で受付【特別区】

2. 特定保健指導

<医師から勧奨する工夫>

- 健診結果返却時に、医師が特定保健指導の対象であるか否かが分かるよう
 - ①健診結果票に特定保健指導レベルの欄を設けている【特別区】【市町村】
 - ②階層化を早めている【特別区】【市町村】
- 口頭での勧奨 + 予約連絡先を渡す
 - ③結果説明時にかかりつけ医から通知書（予約の電話番号が記載されている）を渡す【市町村】
 - ④医療機関で健診結果と一緒に保健指導利用券を渡して利用勧奨する【特別区】

<初回面談実施の工夫>

- 区市町村が、健診受診者の多い医療機関を地域ごとに1施設選び、区市町村から医師会へ、健診当日または結果返却日の初回面談実施を提案して了承された →事業者委託と別に個別医療機関と契約【特別区】
- 集団で区市町村保健師による健診結果説明会を開催し、そのまま委託事業所保健師による初回面談を実施
当日都合がつかない人もその場で予約をとり、予約者は全員面談を実施できた【市町村】

<事業の名称>

- 特定保健指導という名称ではなく、より参加しやすい事業名を使用【区市町村】
例) 健康チャレンジ スマートライフ健康相談 等

3. 糖尿病性腎症重症化予防（1）

<プログラム参加者を増やす工夫>

○利用勧奨

- ・勧奨通知を出した後、対象者に届いたタイミングを見計らって区職員が電話勧奨を実施【特別区】
- ・電話勧奨を事業者でなく区職員が実施することで詐欺の疑いや不安を解消させ、話を聞いてもらえる環境にしている【特別区】

○プログラムの案内通知

- ・糖尿病性腎症患者数及び透析者数等のグラフ、前年度参加者の声、検査値の見方等について情報提供【市町村】
- ・事業内容に不信感を抱かず通知文を読んでもらえるよう、根拠（レセプトの分析や健診の結果によること）を明示【市町村】
- ・詐欺等の通知と誤解を招かないよう、区市町村の事業であることを通知文に大きく表示【市町村】
- ・区市町村が実施している事業であることを示すため、区市町村名が入った封筒を利用して通知を送付【特別区】

○プログラム参加に当たっての支援

- ・新型コロナウイルス感染症等の影響を考え指導期間を6カ月から4カ月に変更、新たに電話指導のみのプログラムも設定【特別区】
- ・選択制コースの設置：対面面談3回、電話指導2回を基本コースとし、選択制コースは指導方法や回数を変更可【特別区】
- ・看護師プラン（看護師・保健師による保健指導）と薬局プラン（かかりつけ薬局での薬剤師による保健指導）という2つのプランを設けることで参加しやすいようにしている【市町村】
- ・参加希望者は区市町村へ参加申込書を提出するのみとし、区市町村から医師へ書類作成を依頼【市町村】
- ・オンライン面談で希望者に設定済みのタブレット端末を貸出【特別区】
→R3年オンライン利用者4名全員が機器貸出を希望

○実施内容

- ・汁物の塩分測定【市町村】

3. 糖尿病性腎症重症化予防（2）

<医師会との連携>

- 事業開始前に医療機関を訪問し、医療機関ごとの対象者リストを持参し、かかりつけ医からの事業参加への勧奨を依頼【市町村】
- 次年度協力医療機関調査を医師会会員に毎年実施【特別区】
前年度の実施実績がある医療機関に「認定証」を交付
交付した医療機関は、区ホームページにおいて公表
→ これらの取組で保健指導実施医療機関が増えてきた、保健指導を委託事業者から医療機関に変更

<歯科レセプトデータの活用>

- 糖尿病の治療中で歯科治療をされていない方へ歯科受診勧奨を実施【特別区】
受診勧奨通知に、医師会と歯科医師会協同で作成した医科・歯科連携リーフレット「歯周病と糖尿病の関係」を同封
- 保健指導対象者の歯科受診歴を確認して、受診歴がない人には受診勧奨を行い、勧奨後の受診状況を確認するよう委託事業者に指示している【特別区】

（歯科との連携）

歯周病は重症であるほど血糖コントロールが不良となり、血糖コントロールの不良は歯周病を重症化させるといわれています。
糖尿病のハイリスク者に対する歯科受診勧奨等も重症化予防に有効と考えられます。

<送付薬剤の選定>

- 後発医薬品の供給状況（※）を鑑みて送付薬剤の条件を選定した（区市町村国保以外の保険者）

（※） 昨年の後発医薬品メーカーの事故、業務停止命令等に伴う、医薬品の供給不足により、一部の品目で後発医薬品に切り替えることができない事象が生じている。

<ジェネリックカルテについて>

【活用例】後発医薬品利用差額通知やリーフレット等を送付する際に、ジェネリック医薬品の使用を拒否している患者を中心に送付

- 都では、令和2年12月から「保険者別ジェネリックカルテ」を作成し「sucoyaca」で配信している
- 被保険者のジェネリック医薬品拒否割合をはじめ、医療機関における一般名処方率等が把握できる
- 他自治体と比較できるので、地区医師会や地区薬剤師会との情報共有や運営協議会等における資料として活用できる

＜保健指導事業の名称＞

- 適正受診・適正服薬という名称ではなく、より参加しやすい事業名を使用
例) 健康サポート事業【特別区】【市町村】
訪問健康相談【特別区】【市町村】

＜その他の保健事業＞

- 早期介入保健指導【特別区】【市町村】
(対象) 特定保健指導の基準には満たないが保健指導が効果的と考えられる方
30～39歳健康診査受診者を階層化
- 健康展を薬剤師会と共催で実施【特別区】
- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）啓発事業、受診勧奨事業【特別区】【市町村】
- 非肥満者への情報提供、保健指導【特別区】